

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>医療法第16条ただし書の規定による医師が宿直しないことの許可に関すること。</u></p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第24条の2の規定による病院又は診療所のエックス線装置の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(27)～(43) 略</p> <p>(43)の2 <u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。</u></p> <p>(43)の3 <u>生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による事業の実施に関すること。</u></p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>削除</u></p> <p>(17)～(25) 略</p> <p><u>(25)の2 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の2の規定による病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることを認めること。</u></p> <p>(26) <u>医療法施行規則第24条の2の規定による病院又は診療所のエックス線装置の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(27)～(43) 略</p> <p>(43)の2 <u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。</u></p> <p>(43)の3 <u>生活困窮者自立支援法第7条第1項及び第2項の規定による事業の実施に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(43)の4</u> 生活困窮者自立支援法第15条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。</p> <p><u>(43)の5</u> 生活困窮者自立支援法第16条の規定による資料の提供の求め等に関すること。</p> <p>(44)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>(43)の4</u> 生活困窮者自立支援法第8条の規定による事業の利用勸奨等に関すること。</p> <p><u>(43)の5</u> 生活困窮者自立支援法第21条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。</p> <p><u>(43)の6</u> 生活困窮者自立支援法第22条の規定による資料の提供の求め等に関すること。</p> <p><u>(43)の7</u> 生活困窮者自立支援法第23条の規定による情報の提供等に関すること。</p> <p>(44)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。